

関係機関からの意見・市の対応方針

資料3-2

No	意見元	旧頁数	新頁数	行	ご意見または修正のある箇所	ご意見または修正	■：修正します ●：原案どおりとします 対応方針（意見に対する市の考え方）
1	近畿地方整備局	全般	13	—		菩提寺、下田、水戸、岩根といった字名が考察等で頻繁に出てきますが、地図上には3つの駅名が記載されているのみなので、どこを指しているのかわかりにくく感じました。	■P15の参考図をP13にし、小地域区分と合わせてページ内に字名を記載します。以降のページについては図が煩雑になるため、冒頭ページにて説明するよう修正します。
2	近畿地方整備局	全般	54・61	—		「菩提寺市街地の県道沿い」「岩根市街地の県道沿い」といったキーワードもわかりにくく感じました。市内の方等が分かるのであれば問題ありませんが、地図上に図示される方がわかりやすいと感じました。	■図示できるものに関しては図内に記載するよう修正します。
3	近畿地方整備局	49	23		湖南省の都市構造に係る評価項目のうちの指標「空き家率」	率は示されておりますが、分布がどうなっているかの整理があれば内容がより充実するかと思います。居住誘導区域内外どちらに空き家が分布しているかによっても今後検討すべき施策が異なると思いますので整理される方が望ましいかと思います。	■湖南省空き家等対策計画を参考に追記します。
4	近畿地方整備局	70	71		凡例内の右側の「0～10%未満の増加」等	何の増加かわかりにくく、左側の浸水深同様に「人口増加率」等の記載をされた方がわかりやすいと感じました。	■左記の通り修正します。
5	近畿地方整備局	71	72		凡例内の右側の「40%以上の増加」の箇所	P70同様に「高齢化率」等の記載をされた方がわかりやすいと感じました。	■左記の通り修正します。
6	近畿地方整備局	95	97		文章と図	石部駅と甲西駅間の箇所も工業地域なので同様に記載しても良いかと思います。石部駅付近だけ抽出している理由がよく分からなかったです。	■左記の通り、文章や図を修正します。
7	近畿地方整備局	101	103		居住誘導区域の図内	居住誘導区域の緑線と都市機能誘導区域のピンク線が重なっている箇所の緑線が見えないので見えるような表示にされた方が良いかと思います。	■左記の通り、それぞれの区域が分かるよう図を修正します。
8	近畿地方整備局	101	—		追加	居住誘導区域から除外された災害リスクの高いエリアも図示された方がわかりやすいと思います。（図示するとわかりにくくなるようでしたら現状のままで結構です）	●公表する本編は、原案のとおりとします。
9	近畿地方整備局	104	—		追加	都市計画税を徴収されているのであれば、立適手引きP108・109に記載のとおり、老朽化した都市計画施設の計画的な改修に関する記載があれば良いと思います。	●都市計画税は徴収していないため、原案のとおりとします。
10	近畿地方整備局	113～ 防災指針全般	132～		各ページの図	立適作成手引きに記載のとおり、防災指針とは「居住誘導区域等における災害リスク分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出」ですので、主に居住誘導区域内の災害リスク分析・課題の抽出をしなければいけませんので、分析図には居住誘導区域は図示されるべきです。	■居住誘導区域を各図内に記載します。
11	近畿地方整備局	113～ 防災指針全般	132～		各ページの図	P137に分析結果から抽出した課題をまとめておられますが、重ね合わせ分析をされている各ページにおいても旗揚げ等でそれぞれの分析から抽出される課題を記載された方が良いと思います。	■重ね合わせ分析により抽出された課題を各ページの図に記載します。
12	近畿地方整備局	113～ 防災指針全般	—		追加	重ね合わせ分析の結果、重大な課題がある地域については拡大図等を作成し、より詳細な分析をされても良いと思います。重ね合わせ分析については、本編に入れるかどうかは分析結果次第かもしれませんが、バックデータとしては様々なパターンで分析をさせると良いかと思います。	●公表する本編は、原案のとおりとします。
13	近畿地方整備局	114	116		図	野洲川、JR、市街化区域の旗揚げがあればわかりやすいと思います。	■野洲川やJR草津線については図に追記します。市街化区域については凡例に記載してあるため原案のとおりとします。

14	近畿地方整備局	119	122		追加	P42等に(浸水想定区域1/100年確率→1/1000年確率)の記載があったので1/1000年確率の浸水想定区域図もあつたと認識しておりましたが公表されていないのでしょうか？	●「地先の安全度マップ」として整理するため、原案のとおり10年、100年、200年確率の図面を記載することとします。							
15	近畿地方整備局	134	139		追加	建物階層と浸水深等を重ね合わせておりますが、都市機能施設(医療施設、高齢者福祉施設)とも重ね合わせをしても良いかと思ひます。要配慮者施設が浸水時のどのようなリスクを抱えているかを把握する事も必要かと思ひます。	■要配慮者について評価するため、浸水深等の災害リスクと、医療施設、高齢者福祉施設を重ね合わせ分析を追加します。							
16	近畿地方整備局	136	141		文章と図	分析結果から大半は問題なく使用出来るかと思ひますが、浸水してしまう避難所も何か所か見受けられますので課題として抽出しておくべきかと思ひます。また、本編に入れる必要はないかもしれませんが、避難所は使用出来る状態だとしても避難所までの経路に課題があり避難出来ない地区もあるかもしれませんのでその辺もバックデータとして整理されても良いかと思ひます。	■コメントに該当箇所等について記載します。							
17	近畿地方整備局	138	143		追加	抽出された防災上の課題に対する取組方針、方針を基にした災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組(ハード・ソフト両面)および目標値の設定がありませんので設定して下さい。	■取組方針と目標を追記します。ただし、目標値については合意形成が困難であるため本編には記載しないこととします。							
18	滋賀県下水道課	140	146	24		<table border="1"> <tr> <td>下水道処理人口普及率</td> <td>98%</td> <td>99%</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>下水道処理人口普及率</td> <td>98%</td> <td>100%※</td> </tr> </table>	下水道処理人口普及率	98%	99%	下水道処理人口普及率	98%	100%※	「滋賀県汚水処理施設整備構想2016」において、湖南市の平成37年度(令和7年度)整備計画目標を「100.0%」(四捨五入による切り上げを含む)としているため、下記のとおり修正	●第二次湖南市総合計画(後期基本計画)に記載の数値としているため、原案のとおりとします。
下水道処理人口普及率	98%	99%												
下水道処理人口普及率	98%	100%※												
19	滋賀県都市計画課	113~	143		防災指針の検討について	検討フローでは「5. 課題に対する取組方針」、「6. 施策の整理と目標スケジュール」との記載がありますが、実際の防災指針において該当する部分がありますか。(課題の抽出のみとなっておりますか。)	■取組方針と目標について追加します。							
20	滋賀県都市計画課	137	143		防災上の課題の抽出について	居住誘導区域にも防災上の課題がある部分が含まれていますが、対策等は講じられないのですか。	■上記のとおり、取組方針を追加します。							
21	滋賀県流域政策局 流域治水政策室	42 70 71	43 71 72	3~ 7 7	水防法に基づく浸水想定区域と記載があるが、掲載されているマップは滋賀県流域治水条例に基づく「地先の安全度マップ」の「最大浸水深図」と思われる。	浸水リスク図として掲載している図の種類を適切に記載すべき。 「野洲川上流・杣川洪水浸水想定区域図」であれば、「想定最大規模」か「計画規模」の記載が必要。 「地先の安全度マップ」の「最大浸水深図」であれば、「200年確率」か「100年確率」か「10年確率」の記載が必要。 ※なお、水防法に基づく洪水浸水想定区域図は「想定最大規模」のみ。 「洪水浸水想定区域図」と「地先の安全度マップ」は違うものなので、区別が必要。	■「地先の安全度マップ」として説明します。							
22	滋賀県流域政策局 流域治水政策室	42 70 71 91 92 93 95 96	43 71 72 14 36 93 97	2,3,7 7 7 14 36 1,2,3,7, 9 7	浸水想定区域	水防法に基づく名称は、「洪水浸水想定区域」なので、修正した方がよい。	■P40、70、71については、「地先の安全度マップ」として説明します。P91・P92については、第11版都市計画運用指針を確認し修正します。P95については、洪水浸水想定区域図(想定最大規模)に図を修正します。							
23	滋賀県流域政策局 流域治水政策室	42 119	43 122	7 5、6	浸水想定深	「想定浸水深」の方が一般的な用語である。	■左記の通り修正します。							
24	滋賀県流域政策局 流域治水政策室	91	92	10	「原則として含まない区域」に、「災害危険区域」が記載されていない。	「滋賀県流域治水の推進に関する条例」では、200年確率降雨時の「最大浸水深図」でおおむね3m以上浸水する範囲を「浸水警戒区域(=災害危険区域)」として指定し、建築を制限することを規定していることから、「浸水警戒区域(=災害危険区域)」に該当するエリアを「居住に適さないエリア」として設定することについて、ご検討ください。	●湖南市には災害危険区域に該当するエリアが存在しないため、原案のとおりとします。							
25	滋賀県流域政策局 流域治水政策室	113	115	14	…ハザード情報を重ね合わせることで災害リスクの分析・整理することにより、課題を抽出するとともに、……	…ハザード情報を重ね合わせて災害リスクの分析・整理することにより、課題を抽出するとともに、……	■左記の通り修正します。							
26	滋賀県流域政策局 流域治水政策室	119	122	2	(1) 洪水浸水想定区域	(1) 洪水時に浸水の危険がある区域 ※洪水浸水想定区域とは、水防法に基づく野洲川上流・杣川洪水浸水想定区域図のことであり、添付されている図は滋賀県流域治水条例に基づく「地先の安全度マップ」の「最大浸水深図」である。	■左記の通り修正します。							
27	滋賀県流域政策局 流域治水政策室	119	122	9~	〈出典〉 最大浸水深(10年確率) 〈定義〉 最大浸水深(10年確率)	〈出典〉 最大浸水深図(10年確率) 〈定義〉 最大浸水深図(10年確率)	■左記の通り修正します。							

28	滋賀県流域政策局 流域治水政策室	120	123	3~	〈出典〉 最大浸水深(100年確率) 〈定義〉 最大浸水深(100年確率)	〈出典〉 最大浸水深図(100年確率) 〈定義〉 最大浸水深図(100年確率)	■左記の通り修正します。
29	滋賀県流域政策局 流域治水政策室	121	124	3~	〈出典〉 最大浸水深(200年確率) 〈定義〉 最大浸水深(200年確率)	〈出典〉 最大浸水深図(200年確率) 〈定義〉 最大浸水深図(200年確率)	■左記の通り修正します。
30	滋賀県流域政策局 流域治水政策室	121	-		「野洲川上流・杣川洪水浸水想定区域図」の浸水区域および水深の掲載がない。	「野洲川上流・杣川洪水浸水想定区域図」の浸水区域および水深は、水防法に基づく指定であることから、掲載した方がよい。	●防災指針では、「地先の安全度マップ」を使用して湖南市内全域の浸水の評価をしているため、原案のとおりとします。
31	滋賀県流域政策局 流域治水政策室	122	125	5~	〈出典〉 浸水継続時間 〈定義〉 浸水継続時間	〈出典〉 野洲川上流・杣川洪水浸水想定区域図(浸水継続時間) 〈定義〉 野洲川上流・杣川洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)	■左記の通り修正します。
32	滋賀県流域政策局 流域治水政策室	123	126	5~	〈出典〉 家屋流失発生確率 〈定義〉 家屋流失発生確率	〈出典〉 家屋流失発生確率図 〈定義〉 家屋流失発生確率図	■左記の通り修正します。
33	滋賀県流域政策局 流域治水政策室	129	132	10~	〈出典〉 浸水継続時間 最大浸水深(100年確率) 〈定義〉 浸水継続時間	〈出典〉 野洲川上流・杣川洪水浸水想定区域図(浸水継続時間) 最大浸水深図(100年確率) 〈定義〉 野洲川上流・杣川洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)	■左記の通り修正します。
34	滋賀県流域政策局 流域治水政策室	131	134	9~	〈出典〉 家屋流失発生確率 〈定義〉 家屋流失発生確率	〈出典〉 家屋流失発生確率図 〈定義〉 家屋流失発生確率図	■左記の通り修正します。
35	滋賀県流域政策局 流域治水政策室	134	137	10~	〈出典〉 浸水継続時間 最大浸水深(100年確率) 〈定義〉 浸水継続時間	〈出典〉 野洲川上流・杣川洪水浸水想定区域図(浸水継続時間) 最大浸水深図(100年確率) 〈定義〉 野洲川上流・杣川洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)	■左記の通り修正します。
36	滋賀県流域政策局 流域治水政策室	136	141	13~	〈出典〉 最大浸水深(100年確率) 〈定義〉 最大浸水深(100年確率)	〈出典〉 最大浸水深図(100年確率) 〈定義〉 最大浸水深図(100年確率)	■左記の通り修正します。
37	子ども政策課	9	9	2	基本的な考え方を「すべての子どもの健やかな育ち(発達)を保障するまち 湖南市をめざして」とし、	第2期子ども・子育て支援事業計画の表記に合わせる。(2期の計画において削除) 「基本的な考え方を「すべての子どもの健やかな育ち(発達)を保障するまち 湖南市をめざして」とし、」	■左記の通り修正します。
38	子ども政策課	34	35		学童保育所 9箇所	10箇所に訂正。 しおん園(保育園)学童保育所が併設されているものが抜けている。 P78・82・89の地図にも可能であれば反映を。 学童保育所 10箇所	■左記の通り修正します。
39	子ども政策課	77	78		・子育て支援センター	子育て支援センターは中心拠点ではなく地域拠点に設置している。また、85頁では地域拠点となっているため、整合性がとれていない。 中心拠点欄から地域拠点の欄へ	■左記の通り修正します。
40	子ども政策課	85	86		●全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 ・子育て総合支援センター等 子育て支援センター(岩根保育園内)、石部子育て支援センター	子ども総合支援センターという機関は制度上も市での名称でのないため訂正。 ●全域の市民を対象とした児童福祉・保健に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 ・子育て世帯包括支援センター等 子育て支援センター(岩根保育園)	■赤文字部分については左記の通り修正します。黒文字部分は、立地適正化計画作成の手引きP86を引用しているため、「子育て総合支援センター」とします。
41	子ども政策課	85	86		学童保育所 9箇所	10箇所に訂正。 学童保育所 10箇所	■左記の通り修正します。
42	子ども政策課	109	111		・子育て総合支援センター等	子ども総合支援センターという機関は制度上も市での名称でのないため訂正。 ・子育て世帯包括支援センター等	●P85と合わせて、原案とおりとします。

43	子ども政策課	109・110	111・112		子育て機能の「誘導施設」	認定子ども園のみが誘導施設である説明が難しい。	●P110に記載の通り、認定子ども園については民設民営化の方向にあるため、誘導施設に定めることとし、原案どおりとします。
44	子ども政策課	109	111		子育てセンター・児童館等	子育てセンター・児童館は市内全域でも少数のため、子育て支援センターを含む「地域子育て支援拠点」に変更したい。 地域子育て支援拠点等	●「地域拠点として地域子育て支援拠点等」になるため、原案のとおりとします。
45	子ども政策課	全般	全般		—	「ヶ所」と「箇所」の表記が混在している	■「箇所」に統一します。
46	地域創生推進課	32	33	表中	まちづくりセンター	表中にまちづくりセンターとか表記がないため まちづくりセンターは公民館法に基づく公民館ではないため、表記に「公民館」と表記するのは望ましくない。	■「公民館など」を「まちづくりセンター」に修正します。
47	地域創生推進課	79	80	表中	●行政等：西庁舎、石部まちづくりセンター、石部南まちづくりセンター、石部郵便局	石部文化総合センターの中に、石部文化ホールと石部まちづくりセンターがあるため、別に表記してください。	■石部まちづくりセンターを追加します。
48	地域創生推進課	85	86	表中	●日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 ・支所、福祉事務所等各地域事務所等 まちづくりセンター（三雲、柑子袋、石部、石部南、岩根、菩提寺、下田、水戸）	まちづくりセンターに「福祉事務所等各地域事務所等」の機能はありません。	■黒文字部分は、立地適正化計画作成の手引きP86を引用しているため、「福祉事務所等各地域事務所」とします。
49	幼児施設課	34	35	表中	保育園欄と子ども園欄	保育園欄に「京進のほいくえんHOPPA菩提寺西」が抜けている。 子ども園欄の「認定子ども園阿星あかつき保育園」・「岩根子ども園」は保育園（2021.10時点）なので、保育園欄に記載したほうが良い。	■保育園13箇所、子ども園6箇所に修正します。